アカデミック・サポート・センター

2023 年度「言語能力評価(CEFR-J)に関する異議申し立て」について (4 年生対象)

このたび、言語能力評価の正確性を担保するための措置として、学生からの「言語能力評価 (CEFR-J) に関する異議申し立て」を、以下の要領で実施します。

本年度言語能力評価(CEFR-J 判定)に関する「異議申し立て」を行う場合には、以下の要領に従い手続きを行うようお願いいたします。

【言語能力評価(CEFR-J)に関する異議申し立て】

1. 対象	TUFS ディプロマ・サプリメントにおける言語能力評価(CEFR-J 判定)
	※専攻言語・英語の学生は「5. 学修成果: 専攻言語 (英語)」が、それ以外の学
	生は「6. 学修成果:専攻言語(○○語)」が対象となります。なお、日本語(日
	本人)専攻および英語専攻(オセアニア地域・アフリカ地域)の場合は、該当な
	しのため、本制度の対象とはなりません。
2. 対象学生	言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部の 4年次に在籍 し、3月1日(金)
	以降ディプロマ・サプリメント上で表示される言語能力評価(CEFR-J)に関し
	て疑問のある者。
3. 申請方法	受付期間内に 2 ページ目以降の所定様式に必要事項を記入し、下記 E メールア
	ドレスに提出してください。
	DS_record_kyoumu@tufs.ac.jp
4. 受付期間	2024年3月1日(金)~ 2024年3月5日(火)12:00 (異議申し立てのみ)
5. 留意点	言語能力評価(CEFR-J 判定)に関する異議申し立ては、評価についての確認を
	求めるものであり、評価への異議や再考を求めるものではありません。「救済的
	措置を依頼するもの」や「個人的事情の考慮を依頼するもの」などの懇願等と見
	受けられる文言が含まれていた場合には、一切受け付けられません。また、問い
	合わせ事項は、疑問に思われる理由を客観的かつ詳細に記入してください。